

# 北本市議会モニター設置要綱の運用について

令和3年1月28日議会運営委員会決定事項

## 1 要綱第2条第1項について

議会運営に関する意見の提出については、隨時提出を可とする。また、提出方法については、事務局に直接持参、郵送、電子メール、FAXのいずれも可とする。

議会モニターの方には定例会及び臨時会の開催について、会期日程等を事前に通知する。

## 2 要綱第2条第2項について

調査事項については、取扱うべき調査事項があれば都度御案内し、回答を求める。

調査事項に係る議会モニターの方への照会は原則として郵送とし、回答方法については、事務局に直接持参、郵送、電子メール、FAXのいずれも可とする。

## 3 要綱第2条第3項について

意見交換会については、1年度に1回、第4四半期中に開催する。